

目黒区特別支援教育推進計画 (第四次)

～ 心のバリアフリーをめざして ～

令和2年3月

目黒区教育委員会

❖ はじめに

目黒区教育委員会では、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりのもつ能力や可能性を最大限に伸ばす教育の推進を目指し、平成19年3月に目黒区特別支援教育推進計画を策定した後、第二次（平成22～26年度）、第三次（平成27～31年度）と改定し、特別支援教育*の推進に努めてまいりました。

これらの計画に基づいた取組の結果、特別支援教育の視点をもつ教員の育成や多様な学びの場としての特別支援教室*の全都に先駆けた取組は着実に進んでいる一方で、学校・園での教職員、児童・生徒、保護者への特別支援教育の理解啓発や交流及び共同学習*など、心のバリアフリー*の推進には更なる取組が求められております。

この間、国においては、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。また、平成29年3月には文部科学省から「幼稚園教育要領」、「小学校学習指導要領」、「中学校学習指導要領」の改訂が告示され、それぞれ、平成30年度、令和2年度、令和3年度に施行とされています。さらに、平成30年3月には「障害者基本計画（第4次）」が内閣府において策定され、教育分野における障害者施策の基本的な方向として「インクルーシブ教育システム*の推進」などが掲げられました。

東京都では、平成29年2月に「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画」が策定され、平成30年10月には、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行されました。

このような状況の中、本区では、共生社会の実現に向けて全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮しつつ、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システムの構築を基本的な考え方として、これまで取り組んできた特別支援教育の成果と課題、国や東京都の動きを踏まえ、「心のバリアフリーをめざして」を副題とする目黒区特別支援教育推進計画（第四次）を策定いたしました。

この計画改定に当たっては、パブリックコメント等において、当事者・保護者・関係団体・関係機関をはじめ区民の皆様から多くの貴重なご意見・ご要望をいただきましたことに心から感謝申し上げます。

今後、目黒区教育委員会は、「心のバリアフリーをめざして」を合い言葉として、学校、幼稚園・こども園、家庭、地域、関係機関等と連携を深め、本計画の着実な実施に取り組んでまいります。

令和2年3月

目黒区教育委員会教育長

関根 義孝

目次

第1章 特別支援教育推進計画改定の概要

1 計画改定の経緯及び目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
4 計画の対象	2
5 計画の進め方	2

第2章 目黒区の特別支援教育の現状と課題

1 目黒区の特別支援教育の現状	3
2 目黒区特別支援教育推進計画（第三次）における取組の成果と課題	5

第3章 取組の方向・推進施策・推進事業

取組の方向	9
施策の体系	12
取組の方向別の推進施策・推進事業	14
取組の方向Ⅰ 障害のある子もない子も共にいきいきと学ぶ環境の整備	15
取組の方向Ⅱ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実	20
取組の方向Ⅲ 保護者や関係機関等との連携による支援体制の充実	25

用語解説（本文中の*印の語句の説明 五十音順）	29
-------------------------	----

参考資料

1 特別支援教育に係る国や東京都の動向	
（1）国の動向	40
（2）東京都の動向	41
2 目黒区における特別支援教育の現状	
（1）教育委員会における支援の状況	42
（2）学校における特別支援教育の状況	45
（3）教育相談の状況	47
3 目黒区特別支援教育推進計画（第四次）策定に係る検討経過	49

第1章 特別支援教育推進計画改定の概要

1 計画改定の経緯及び目的

平成19年4月の学校教育法の一部改正により、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍する全ての幼稚園・小学校・中学校において特別支援教育*が実施されることとなりました。目黒区教育委員会では、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりのもつ能力や可能性を最大限に伸ばす教育の推進を目指し、平成19年3月に目黒区特別支援教育推進計画を策定した後、平成22年3月に第二次（平成22～26年度）、平成27年3月には第三次（平成27～31年度）と改定し、特別支援教育の推進に努めてきました。

その後、国においては、平成28年4月に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行され、同年5月には、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮すること等に関する発達障害者支援法の一部改正、医療的ケアを必要とする児童*への支援に関する児童福祉法の一部改正がありました。

また、平成29年3月には、幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領の改訂が告示されました。このうち幼稚園教育要領は平成30年度から施行されています。小学校学習指導要領は令和2年度から、中学校学習指導要領は令和3年度からの施行です。特に、小・中学校の新しい学習指導要領では、障害のある児童・生徒への配慮事項の記載が通常の学級の全教科に追加されるとともに、特別支援学級*において実施する「特別の教育課程*」の記載も追加されました。

さらに、平成30年3月には5年間の計画である「障害者基本計画(第4次)」が内閣府において策定され、教育分野における障害者施策の基本的方向としてインクルーシブ教育システム*の推進などが掲げられています。

東京都教育委員会では、平成28年2月に「東京都発達障害教育推進計画」を策定し、平成29年2月には「東京都特別支援教育推進計画(第二期)・第一次実施計画」を策定しました。

これらの国・都の動向を踏まえ、目黒区においては、共生社会の実現に向けて全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮しつつ、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システムの構築を基本的な考え方として、特別支援教育を更に充実させるため、目黒区特別支援教育推進計画の改定を行います。

2 計画の位置づけ

本計画は、目黒区の長期計画の補助計画として位置づけられており、目黒区教育に関する大綱をはじめ、めぐろ学校教育プラン、目黒区障害者計画、目黒区子ども総合計画など、他の関連計画との整合性を図りながら、特別支援教育の具体化を図っていきます。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

計画期間内に長期計画や関連計画の改定が行われた場合、特別支援教育に関する国の制度改正や著しく状況が変化した場合は、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の対象

本計画の対象者は、区立幼稚園・こども園に在籍している幼児、区立小・中学校に在籍している児童・生徒、目黒区在住で特別支援学校*の小・中学部に在籍している児童・生徒、保護者、教職員です。

また、特別支援教育の推進のため、一般区民への働きかけや関係部局・関係機関との連携を図ります。

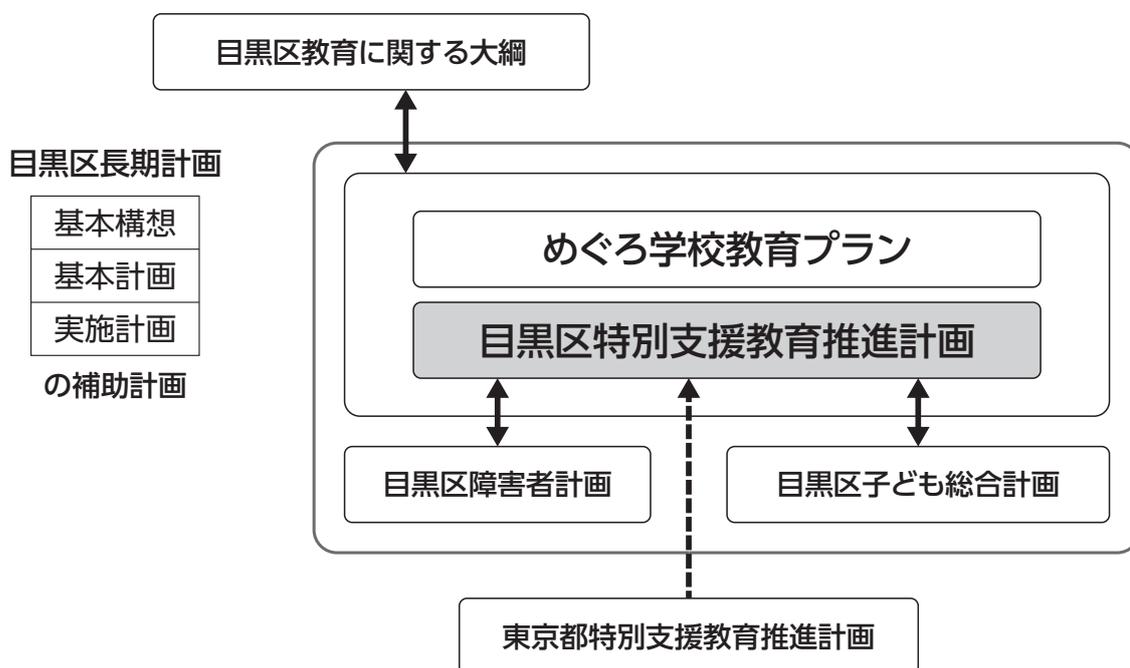
5 計画の進め方

本計画に掲げた施策は、①単年度で実現を図るもの ②複数年度にわたるもの ③全校・園一斉に実施するもの ④各学校・園の教育計画に基づき選択して実施していくものなど様々です。毎年度、各学校・園の希望や実施状況等を判断し、目黒区実施計画及び予算編成等を通じて具体化を図っていきます。

本計画の実効性を高めるため、定期的に各施策の取組状況を確認し、必要に応じて施策の改善・見直しを行います。また、計画期間が終了する時点では、進捗状況を評価し、その後の方策等を検討します。

本計画は、これを公表することにより説明責任を果たし、教育委員会や学校が推進していく施策や教育活動に対する保護者・関係機関等からの理解・協力を得ていくものです。目黒区が進める特別支援教育*に関する施策の目的や意義を共有し、学校、保護者、関係機関等と連携して推進していきます。

位置づけのイメージ



第2章 目黒区の特別支援教育の現状と課題

1 目黒区の特別支援教育の現状

(1) 区立幼稚園・こども園

近年、区立幼稚園及びこども園（以下「園」という。）に在籍する特別な支援が必要な幼児（以下「要支援児」という。）の数は急増傾向にあります。3園全体の全園児数に対する要支援児の割合は、平成27年度の9.2%から平成31年度には18.2%まで上昇しています。

このため、目黒区では、園生活において特別な支援が必要な幼児に対して支援を行う特別支援補助員を配置しています。要支援児の年度別推移は下表のとおりです。

区立幼稚園及びこども園における要支援児の年度別推移

年 度	平成27	28	29	30	31
要支援児在園率	9.2%	12.5%	17.4%	15.6%	18.2%
特別支援補助員配置人数	10	11	13	12	15

※各年度4月1日現在の数値。

(2) 区立小・中学校の通常の学級

目黒区では、区立小・中学校の通常の学級に在籍し、学校生活において学習面・生活面で特別な支援が必要な児童・生徒に対して支援を行う特別支援教育支援員*を配置しています。

配置対象の児童・生徒数、配置時間総数の年度別実績の推移は下表のとおりです。

年 度	平成27	28	29	30
配置対象児童・生徒数（人）	341	401	463	587
配置時間総数（時間）	40,533	41,670	50,013	61,267

(3) 特別支援教室*

目黒区では、通常の学級に在籍する知的発達に遅れのない発達障害や情緒障害のある児童を対象として自立活動*の指導を行う特別支援教室を平成25年度に区立小学校全校に設置しました。

小学校における特別支援教室の利用児童数は、下表のとおり増加しています。

年 度	平成27	28	29	30	31
通常の学級児童数（人）	8,474	8,758	9,148	9,430	9,687
特別支援教室利用児童数（人）	166	175	234	278	314
利用率	2.0%	2.0%	2.6%	2.9%	3.2%

※各年度4月7日現在の数値。

また、平成28年度には、区立中学校全校に特別支援教室を設置し、通常の学級に在籍する知的発達に遅れのない発達障害や情緒障害のある生徒を対象として自立活動の指導を行っています。

中学校における特別支援教室の利用生徒数は次の表のとおり増加しています。

年 度	平成28	29	30	31
通常の学級生徒数(人)	2,633	2,561	2,581	2,593
特別支援教室利用生徒数(人)	13	23	39	57
利用率	0.5%	0.9%	1.5%	2.2%

※各年度4月7日現在の数値。ただし、平成28年度のみ年度末の数値。

(4) 特別支援学級*

目黒区では、特別支援学級の固定学級として知的障害特別支援学級を6校(小学校4校、中学校2校)に、肢体不自由特別支援学級を2校(小・中学校各1校)に、自閉症・情緒障害特別支援学級*を1校(中学校のみ)に設置しています。また、通級指導学級として難聴・言語障害通級指導学級*を1校(小学校のみ)に設置しています。

特別支援学級児童・生徒数の年度別推移は下表のとおりです。

年 度	平成27	28	29	30	31
知的障害	51	53	50	56	64
肢体不自由	5	5	4	7	7
難聴(通級)	5	5	5	8	8
言語障害(通級)	25	27	28	32	30
小学校 計	86	90	87	103	109
知的障害	35	30	22	18	21
肢体不自由	2	3	2	2	2
自閉症・情緒障害	19	19	19	21	21
中学校 計	56	52	43	41	44

※各年度4月7日現在の数値。単位:人

2 目黒区特別支援教育推進計画（第三次）における取組の成果と課題

目黒区特別支援教育推進計画（第三次）では、障害のあるなしに関わらず、児童・生徒一人ひとりが、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ生きる力を身に付けることができる教育を目指し、平成27年度からは次に示す3つの施策の柱（重点目標）を掲げ、特別支援教育推進のための施策を総合的に展開しました。

3つの施策の柱（重点目標）

- (1) 特別支援教育の視点をもつ教員を育成し、個に応じた指導を充実します。
- (2) 障害のある子もない子もいきいきと学ぶ環境を整備します。
- (3) 就学前から卒業後までを見通して関係部局・関係機関との連携を強化します。

推進施策1 特別支援学級*（固定学級）に在籍する児童・生徒への指導の充実

これまでの取組

- 児童・生徒への指導の充実を図るため、特別支援学級に配置された全ての初任者に対して特別支援学校*での体験研修を実施しました。また、特別支援学級の教員の専門性をより一層向上させるために障害種別に研修を行いました。
- 通常の学級との交流及び共同学習*を推進するため教育課程にしっかり位置づけて取り組むように、教育課程説明会等で管理職及び特別支援学級主任等に周知を行いました。また、特別支援教育コーディネーター*連絡会で、先進的に取り組んでいる学校の取組を紹介し、周知を図りました。
- 特別支援学級設置校における通常の学級の児童・生徒の理解啓発を推進するために、各学校が主体的に副読本等を活用した指導やめぐろボランティア・区民活動センターの協力による疑似体験学習等を行いました。
- 特別支援学級設置校における保護者の理解啓発を推進するために、特別支援学級設置校長会、特別支援学級主任会において、学校便り・保護者会等により特別支援学級の活動紹介を行うよう周知しました。

成果と今後の課題

教員の専門性の向上のための区研修は各年度で実施され定着しています。

今後も、多様な教育的ニーズに対応した指導にあたる教員の育成を目指し、校内のOJT*の推進やeラーニング*研修の充実等により、教員の専門性を向上させることが必要です。

共生社会の実現に向け、交流及び共同学習の更なる推進が求められています。今後も先進的に取り組んでいる学校の実施内容を周知し、区全体で推進していくとともに、交流及び共同学習を学校全体で計画的かつ組織的に取り組んでいくための体制整備が必要です。

特別支援学級に在籍する児童・生徒への指導の充実には、理解啓発の推進が不可欠です。児童・生徒向けの理解啓発授業のための副読本の改訂やその活用とともに、学校便りや保護者会等での継続的な保護者向け理解啓発が必要です。

これまでの取組

- 平成27年度から本格実施している小学校の特別支援教室*では、実施委員会を設置し、協議を重ねて、円滑な運営及び指導内容の充実につなげました。
中学校の特別支援教室は、平成28年度から29年度までの2年間、都から「中学校における特別支援教室モデル事業」の指定を受け第七中学校を拠点校として、区立中学校全校に特別支援教室を設置し、平成28年10月から指導を開始しました。
特別支援教室巡回指導教員の資質の向上を目指し、学識経験者等を招聘し研修を行いました。
- 学校内全教職員の理解啓発を図るために、特別支援教育研修を所属校における伝達^{しっかい}研修に位置づけ、全ての受講者が所属校で、全教員に対して伝達研修を実施しました。
- 児童・生徒や保護者等への理解啓発については、推進施策1と同様に行うとともに、区民向けの講演会や教育施策説明会、区報等で広く周知を図りました。
- 通常の学級の教員の指導力向上を図るために、特別支援教室巡回指導教員が巡回校での特別支援教育コーディネーター*（副）としての役割をもち、通常の学級の担任への助言を行いました。
- 各学校で、特別支援教育の推進役を担う特別支援教育コーディネーターが適切に指名されるとともに、特別支援教育に関する校内委員会*が各校で円滑に実施され、校内での情報の共有、関係機関と連携した指導・支援を行いました。校内委員会へは、スクールカウンセラー*も可能な限り参加し、心理職として指導・支援の在り方について助言をしました。
- 特別支援教育主任専門員*及び心理職員、指導主事等が学校を訪問し、児童・生徒の実態を把握して特別支援教育支援員*を適切に配置しました。また、特別支援教育支援員の資質の向上のため、研修を実施しました。

成果と今後の課題

小学校の特別支援教室の利用者は、平成27年度の166人から平成30年度末には354人、中学校の特別支援教室は、平成28年度の13人から平成30年度末には51人に増加しました。特別支援教室で個々の教育的ニーズに応じた指導を行うことで、多くの児童・生徒が在籍学級での困難さを改善・克服することができました。

今後も利用者が増加することが想定されることから、自立活動*の指導内容の充実や一対複数による指導の工夫等の検討を進める必要があります。

また、実態を把握し、指導・支援につなげていくために、より効果的なアセスメント*方法及びその活用について検討を重ねていく必要があります。

指導の充実を図るためには、教職員等の資質向上は欠かせません。教職員等に対する伝達^{しっかい}研修の一層の充実、基礎的な内容やより専門的に学習する必要がある内容のeラーニング*研修の実施、校内委員会での研修等について検討をする必要があります。

通常の学級での指導の充実には、教職員、児童・生徒、保護者への理解啓発を更に充実する必要があります。

大学との連携によるICT*機器を利用した指導方法の研究は、一部の学校での取組にとどまりました。多様化・複雑化する教育的ニーズに対応するために、学校ICT環境の整備や、大学等と連携した、より専門性の高い指導方法等の検討が必要です。

推進施策3 多様な学びの場の充実

これまでの取組

- 東山小学校の改築に合わせ、特別支援教室*の拡充を行いました。東山小学校を菅刈小学校、駒場小学校、東山小学校のブロックの拠点校として位置づけました。
- 就学先について、本人及び保護者の意見を可能な限り尊重した就学相談*を実施しました。また、就学後も継続相談を実施し、柔軟な転学にも対応しました。
- 小学校における自閉症・情緒障害特別支援学級*検討委員会を設置し、先進区市の視察、学校アンケートの実施、学識経験者を含む検討委員会の開催等により、設置の必要性等に関して検討を行いました。
- 通常の学級の環境整備を目指し、平成27年3月に作成した教室環境の整備に関するリーフレット「人権教育の視点からの学習環境づくり」を平成27年度に全校に配布しました。
各年度、学識経験者や指導主事が学校訪問を行い、教室環境の整備方法について指導・助言を行いました。

成果と今後の課題

小・中学校全校において特別支援教室の整備ができました。

通級による指導が、各校の特別支援教室での指導に移行したことから、拠点校の充実した既存施設の有効活用について検討を行う必要があります。

また、小学校における自閉症・情緒障害特別支援学級の設置の必要性が認められるため、設置に向けた検討を引き続き行う必要があります。

さらに、小・中学校の特別支援教室の利用者が増加していることから、特別支援教室の拠点校の増設の必要性を検討する必要があります。

誰もが分かりやすい教室環境の整備は、今後も重要な課題となります。

推進施策4 特別支援学校*に在籍する児童・生徒の地域交流の推進

これまでの取組

- 副籍制度*について、就学相談のしおりや区ホームページに掲載し、就学相談説明会で説明するなど、広く周知を図り、地域交流の推進を進めてきました。
- 各校において、福祉体験学習ガイドブックを活用して、障害等に関する理解啓発学習や車いす・アイマスクを使った障害者疑似体験を実施しました。
- 区が毎年度、新中学1年生向けに配布している特別支援教育理解啓発のための副読本を保護者会での副籍制度の説明にも活用できるように平成30年度に全面改訂しました。

成果と今後の課題

地域指定校から特別支援学校に、行事予定情報等を確実に送付する点で改善できました。

今後も、地域指定校での交流の実施方法の検討や地域指定校の児童・生徒・保護者に対しての理解啓発など、各校の管理職や特別支援教育コーディネーター*が中心となって取り組み、組織的・体系的に副籍制度による地域交流を充実していく必要があります。

推進施策5 特別支援教育*の理解啓発

これまでの取組

保護者・区民への理解啓発のために特別支援教育講演会の開催、教育施策説明会での説明、啓発リーフレットの作成、めぐろ区報、きょういく広報での周知、学校便り等によるお知らせの実施等を行いました。

特別支援教室*の理解啓発のために保護者会等で活用できるリーフレットを作成し、全中学校の生徒及び全小学校の高学年児童分を学校に配布しました。

成果と今後の課題

保護者・区民向けに特別支援教育の理解啓発のための多角的な取組が継続されてきました。

今後も、各学校での保護者会等における勉強会や説明会等の充実を図るなど、保護者・区民に対して更に一層理解啓発を進めていくことが必要です。

推進施策6 就学前からの教育相談体制等の充実

これまでの取組

目黒区内に在住する障害のある児童・生徒等の就学や教育的支援について調査・審議等を行うため、平成28年度に目黒区教育支援委員会を設置しました。また、小学校就学前ガイダンスを平成28年度から実施し、幼稚園・こども園・保育所等との連携を図り支援を行いました。

就学前からの教育相談の充実を図るため園長・副園長を対象とした特別支援教育研修を実施しました。

学習や生活面で特別な支援を必要とする幼児の入園や入園後の条件整備を検討する目黒区立幼稚園及びこども園就園検討委員会において、特別支援補助員の配置について検討を行いました。

成果と今後の課題

一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援のため、小学校就学前からの教育相談体制を充実できました。

今後も、幼稚園・こども園・保育所等との連携を更に一層進めていくことが必要です。

就学相談*については、幼稚園・こども園・保育所等で、保護者向けに就学情報を提供するなど、更に充実していくことが必要です。

推進施策7 個に応じた支援体制の整備

これまでの取組

児童発達支援センターに通所する幼児の在籍する幼稚園や保育所等を訪問し、個別の支援について協議を行いました。また、各園等からの依頼を受けて、巡回相談を実施しました。

障害福祉課が事務局である各種協議会に教育委員会事務局職員が参加し、関係部局、関係機関、関係団体との連携を図りました。

成果と今後の課題

個別の支援体制の検討では各関係機関との連携がとれています。

今後も、子育て支援、福祉、医療・保健等の各関係機関と十分に連携し、必要な教育相談・支援体制を構築する必要があります。

第3章 取組の方向・推進施策・推進事業

◆ 取組の方向

目黒区特別支援教育推進計画（第三次）に基づいた取組の結果、特別支援教育*の視点をもつ教員の育成のための各種研修や多様な学びの場としての特別支援教室*は着実に進んでいます。一方、学校・園での教職員、児童・生徒、保護者への特別支援教育の理解啓発や交流及び共同学習*など、心のバリアフリー*の推進には、更なる取組が必要となっています。

そのため、障害の有無にかかわらず可能な限り共に学ぶという視点を、推進施策や推進事業に取り入れるだけでなく、計画の基本的な考え方に明確に掲げることが必要であると考えられます。

そこで、目黒区特別支援教育推進計画（第四次）では、障害者基本法の教育に関する規定等を踏まえ、計画の基本的な考え方として、共生社会の実現に向けて全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮しつつ、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システム*を構築していくことを掲げます。

この基本的な考え方を前提として、これまで目黒区において取り組んできた特別支援教育の成果と課題、国や東京都の動向を踏まえ、今後5年間に取り組むべき方向として3つの柱（取組の方向）を設定し、そのための方策（推進施策）と具体的な取組（推進事業）を進めていきます。

取組の方向

- I 障害のある子もない子も共にいきいきと学ぶ環境の整備
- II 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実
- III 保護者や関係機関等との連携による支援体制の充実

障害者基本法（教育）第16条 抜粋

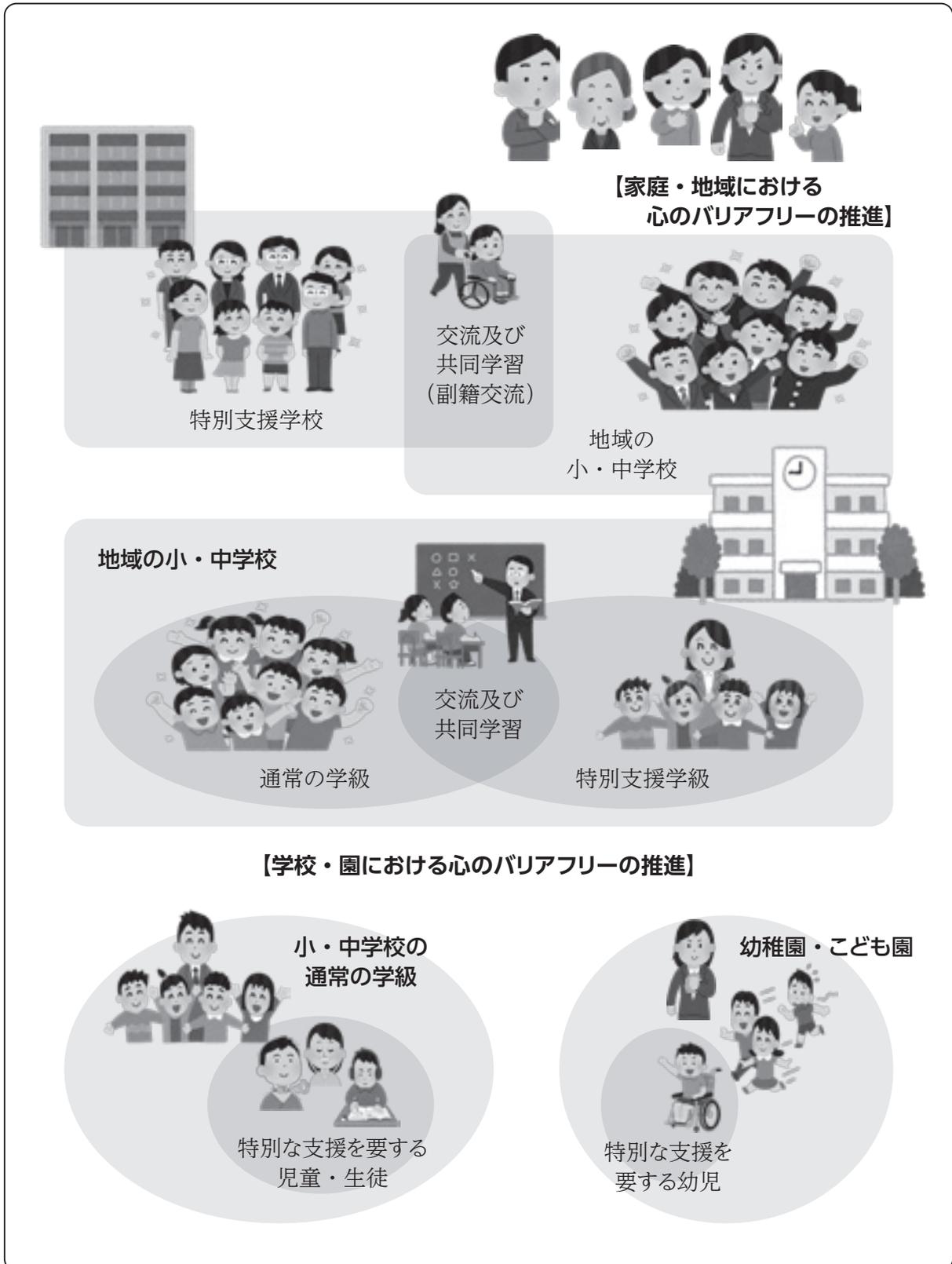
- 第16条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

平成24年7月23日 中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」から一部抜粋

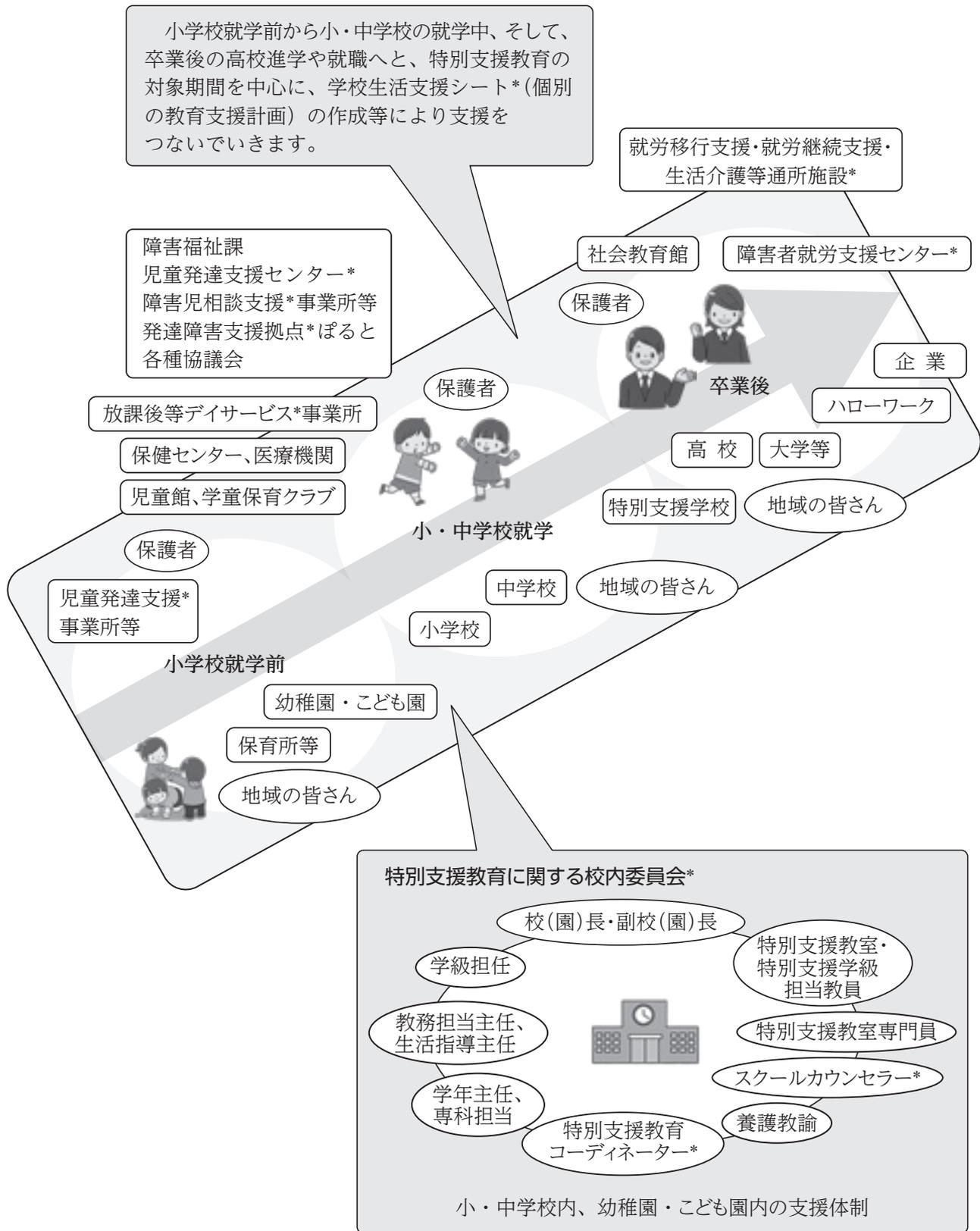
インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

取組の方向Ⅰ 障害のある子どもない子ども共にいきいきと学ぶ環境の整備 イメージ図

学校・園における支援体制の整備、教室環境の整備を進めるとともに、教職員、児童・生徒、保護者・区民への理解啓発、交流及び共同学習*の充実、特別支援学校*に在籍する児童・生徒の副籍交流の充実により、心のバリアフリー*を進めていきます。



取組の方向Ⅲ 保護者や関係機関等との連携による支援体制の充実 イメージ図



◆ 施策の体系

取組の方向	推進施策
I 障害のある子もない子も共にいきいきと学ぶ環境の整備	1 学校・園における支援体制の充実
	2 教室環境の整備
	3 心のバリアフリー*の推進
II 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実	4 専門性をもつ教員の育成
	5 小・中学校における多様な学びの場での指導・支援の充実
III 保護者や関係機関等との連携による支援体制の充実	6 早期からの連携による支援体制の充実
	7 卒業後までを見通した連携による支援体制の充実

推 進 事 業

- 1 学校・園における校内支援体制の充実
- 2 学校・園における相談機能・アセスメント*機能の充実
- 3 学校・園における合理的配慮*の提供促進
- 4 教室環境のユニバーサルデザイン化*の推進
- 5 学校 I C T *環境の整備
- 6 教職員への理解啓発
- 7 児童・生徒への理解啓発
- 8 保護者・区民への理解啓発
- 9 交流及び共同学習*の充実
- 10 特別支援学校*に在籍する児童・生徒の副籍交流の充実
- 11 特別支援教育の視点をもつ教員の育成
- 12 効果的な O J T *と校内研修体制の構築
- 13 通常の学級における授業のユニバーサルデザイン化の推進
- 14 通常の学級における特別支援教育支援員*の専門性の向上
- 15 特別支援教室*における指導・支援の充実
- 16 特別支援学級*における指導・支援の充実
- 17 大学等との連携による自立活動*の指導の充実
- 18 区立幼稚園・こども園への特別支援補助員等の効果的な配置
- 19 公私立の幼稚園・こども園・保育所等との連携による支援の充実
- 20 保護者への早期からの就学情報提供と就学相談*の充実
- 21 児童発達支援センター*等との連携による支援の充実
- 22 保護者と教育委員会との連携による支援の充実
- 23 各種協議会による関係機関等との連携の強化
- 24 学校における医療的ケアの実施に係る医療機関等との連携の強化
- 25 特別支援学校との連携による支援の充実

◆ 取組の方向別の推進施策・推進事業

【参考】 推進施策と推進事業の年度別取組表の見方について

【見本】

推進施策 2 教室環境の整備

推進事業の通し番号を示します。

目黒区実施計画(平成30～令和4年度)に掲げる事業を示します。

実施策の対象となる学校等を示します。

推進事業	実施策	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
<p>5 学校 I C T*環境の整備</p>	<p>■ 学校 I C T 環境整備 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">実施計画事業</div></p>	<p>小・中学校 中学校1校 機器更新及び整備</p>	<p>小学校4校、 中学校2校 機器更新及び整備</p>	<p>次期更新に向けての準備</p>		
	<p>■ ○○○○○</p>	<p>—</p>	<p>実施</p>	<p>.....▶</p>		

【*】印の用語は、P. 29からの用語解説に記載があります。

主に教育委員会が取り組む実施策には「—」と示します。

.....▶ は、前年度からの【継続】実施を示します。

取組の方向Ⅰ 障害のある子どもない子ども共によりいきいきと学ぶ環境の整備

障害の有無にかかわらず、全ての子どもが可能な限り共によりいきいきと学ぶ環境を整備していくため、学校・園における支援体制や教室環境を整えるとともに、学校・園、家庭、地域における心のバリアフリー*の推進に取り組めます。

現状・取組の必要性

- 目黒区では、全小・中学校に特別支援教室*を設置し、児童・生徒一人ひとりの状態に応じた教育を行うための環境を整えてきました。今後も特別支援教室を利用する児童・生徒の増加が見込まれることから、一層の環境整備が求められています。児童・生徒一人ひとりの状態をより適切に把握するためのアセスメント*の実施、指導・支援のための教材・教具の充実等を推進していくことが必要です。
- 多様化・複雑化する教育的ニーズに対応したより専門性の高い指導技術を実践するために、ICT*環境の整備を進めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づく教室環境を整えていく必要があります。
- 共生社会の実現に向けて、全ての子どもが障害の有無にかかわらず可能な限り共によりいきいきと学ぶことができるよう、学校・園における心のバリアフリーの推進が求められています。
- これまで、都立特別支援学校と小・中学校との副籍交流の活性化や、特別支援学級*と通常の学級との交流及び共同学習*の充実に取り組んできました。引き続き、学校・園の工夫された取組内容を周知し、区全体で心のバリアフリーを推進していくとともに、交流及び共同学習に全ての学校・園が計画的かつ組織的に取り組んでいくための体制整備が必要です。
- 交流及び共同学習の円滑な実施に向けて、教職員、幼児・児童・生徒及びその保護者、区民を対象とした理解・啓発の機会を充実することが求められています。

推進施策1 学校・園における支援体制の充実

各学校・園における校内支援体制を整備し、相談機能やアセスメント機能を充実させていくとともに、各学校・園における合理的配慮*の提供を促進していきます。

(1) 学校・園における校内支援体制の充実 【教育支援課】

各学校・園における校内委員会*の運営方法等について全校・園に情報提供するとともに、特別支援教育コーディネーター連絡会における研修の実施により、特別支援教育コーディネーター*の専門性を高め、各学校・園における校内支援体制の充実を図ります。

推進事業	実施策	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
① 学校・園における校内支援体制の充実	■ 全校・園の校内委員会運営方法等の情報提供	—▶
	■ 特別支援教育コーディネーター連絡会における研修の実施	—▶

(2) 学校・園における相談機能・アセスメント*機能の充実 【教育支援課】

各学校・園において、相談機能を充実していくとともに、幼児・児童・生徒一人ひとりの学習面・生活面の困難さや状態を適切に把握するアセスメント機能の充実を図ります。

推進事業	実施策		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
② 学校・園における相談機能・アセスメント機能の充実	■ スクールカウンセラー*の活用	全校・園▶
	■ 特別支援教室事業の都派遣臨床発達心理士等の活用	全小・中学校▶
	■ アセスメントツールの活用と個別指導計画*・学校生活支援シート*の作成	全校・園▶
	■ 各種専門スタッフの活用	全校・園▶

(3) 学校・園における合理的配慮*の提供促進 【教育支援課】

各学校・園において幼児・児童・生徒一人ひとりに求められる合理的配慮に関する学校管理職員向け法律相談や教員向けeラーニング*研修、本人・保護者との相談過程等を紹介する教員向け事例集などにより、合理的配慮の提供を促進します。

推進事業	実施策		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
③ 学校・園における合理的配慮の提供促進	■ 合理的配慮提供事例集の更新	—▶
	■ eラーニングを含む人権教育研修の充実	—▶
	■ 合理的配慮に関する管理職員向け法律相談の活用	全校・園▶

推進施策2 教室環境の整備

教室環境のユニバーサルデザイン化*を更に推進していくとともに、一人ひとりの児童・生徒の多様化・複雑化する教育的ニーズに対応できるよう学校ICT*環境の整備を進めます。

(1) 教室環境のユニバーサルデザイン化の推進 【教育支援課】

児童・生徒が学習に集中できるよう、教室前方の掲示を最小限にとどめ黒板周りをすっきり整えるなど、教室環境のユニバーサルデザイン化を推進します。

推進事業	実施策		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
④ 教室環境のユニバーサルデザイン化の推進	■ 1年次研修での教員への指導	—▶
	■ 指導主事訪問による指導・助言	—▶

(2) 学校ICT*環境の整備 【学校ICT課】

平成30年度から令和3年度までに、小・中学校全校の特別支援学級*を含む普通教室に電子黒板機能付きプロジェクターを設置する実施計画に沿って、学校のICT環境整備を実施していきます。

推進事業	実施策		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
5 学校ICT環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校のICT環境整備 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">実施計画事業</div>	小・中学校	中学校1校 機器更新及び整備	小学校4校、 中学校2校 機器更新及び整備	次期更新に向けての準備		

推進施策3 心のバリアフリー*の推進

共生社会の実現のため、また、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが可能な限り共にいきいきと学ぶため、教職員、児童・生徒、保護者・区民への理解啓発を継続的に実施しつつ、交流及び共同学習の充実、特別支援学校*在籍の児童・生徒の副籍交流の充実により、心のバリアフリーを推進します。

(1) 教職員への理解啓発 【教育指導課・教育支援課】

eラーニング*を含む人権教育研修、人権感覚チェックシートを活用した校内研修、「人権尊重教育推進委員会だより」による教員への人権意識啓発、区人権教育推進校による研究発表により、管理職を含めた教職員への理解啓発を継続的に取り組んでいきます。

推進事業	実施策		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
6 教職員への理解啓発	■ eラーニングを含む人権教育研修の充実（再掲）	—					▶
	■ 人権感覚チェックシートを活用した校内研修の実施	全校・園					▶
	■ 「人権尊重教育推進委員会だより」による教員への人権意識啓発	—					▶
	■ 区人権教育推進校による研究発表	—					▶

(2) 児童・生徒への理解啓発 【教育指導課・教育支援課】

人権教育の充実、特別活動の充実、オリンピック・パラリンピック教育の継続的な取組など、児童・生徒への理解啓発は学校・園における全ての指導において継続的に取り組んでいきます。

推進事業	実施策	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
7 児童・生徒への理解啓発	■ 人権教育の充実	全小・中学校				
	■ 区独自の副読本等の活用による理解啓発の充実	全小・中学校				
	■ 福祉体験活動の充実	全小・中学校				
	■ オリンピック・パラリンピック教育の継続的な取組(レガシー)	全校・園				

(3) 保護者・区民への理解啓発 【教育支援課】

保護者・区民向け理解啓発は、各学校・園の保護者会や「学校・園だより」のほか、特別支援教育講演会の実施や区報等により、継続的に取り組んでいきます。

推進事業	実施策	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
8 保護者・区民への理解啓発	■ 保護者会や「学校・園だより」による理解啓発の継続	全校・園				
	■ 特別支援教育講演会の実施	—				
	■ 区報・区ホームページ等による理解啓発	—				
	■ 就学相談*パンフレットの配布・啓発リーフレットの発行	—				

(4) 交流及び共同学習*の充実 【教育支援課】

組織的・計画的な実施のため、特別支援学級*設置校長会や特別支援教育コーディネーター*連絡会において検討・検証を行いながら、各特別支援学級と校内の通常の学級との交流及び共同学習、各種連合行事における特別支援学級児童・生徒の参加・交流、特別支援学級間での交流事業により、交流及び共同学習の充実に努めます。

さらに、特別支援学級設置校での交流及び共同学習の実施体制整備のため、指導主事等による継続的な指導・助言の実施や、コーディネート及び指導の補助を行う「交流及び共同学習支援員」の特別支援学級設置校への配置を行います。

推進事業	実施策		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
⑨ 交流及び共同学習の充実	■ 特別支援学級設置校長会及び特別支援教育コーディネーター連絡会での検討・検証	全校・園					▶
	■ 交流及び共同学習の実施に関する指導主事等の訪問による継続的な指導・助言【新規】	—	実施				▶
	■ 連合行事等での交流教育	全小・中学校					▶
	■ 特別支援学級間の交流教育	小・中学校					▶
	■ 特別支援学級設置校への「交流及び共同学習支援員」の配置【新規】	—	実施	拡充	拡充		▶

(5) 特別支援学校*に在籍する児童・生徒の副籍交流の充実 【教育支援課】

副籍校の行事予定などを副籍校から特別支援学校へ適切な時期に情報提供されることを促進するとともに、特別支援教育コーディネーター連絡会において特別支援学校と副籍校の特別支援教育コーディネーター間の情報交換の機会を確保し、直接交流を基本とした交流及び共同学習の充実を図ります。

推進事業	実施策		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
⑩ 特別支援学校に在籍する児童・生徒の副籍交流の充実	■ 副籍校の行事予定などの特別支援学校への情報提供の促進	全小・中学校					▶
	■ 特別支援学校と副籍校のコーディネーター間の情報交換の機会の確保	—					▶

取組の方向Ⅱ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

子どもたちの多様な教育的ニーズに応じていくためには、多様な学びの場における指導を充実させるとともに、学びの連続性を確保していくことが大切です。

そのため、幼稚園・こども園、小学校・中学校の通常の学級・特別支援教室*・特別支援学級*における指導を充実させるほか、通常の学級で学ぶ障害のある児童・生徒一人ひとりに応じた指導法や、障害があることが周囲から認識されていないものの、学習上又は生活上の困難のある児童・生徒にも効果的な指導法を教員が身に付けられるよう、教員の指導力向上に取り組みます。

現状・取組の必要性

- 目黒区教育委員会では、平成30年3月に目黒区教員人材基本方針を策定し、教員の資質向上に係る体制の整備に向けた基本方針の第一として「学校を拠点とした研修の実施」を掲げています。
- 幼稚園・こども園の教員が特別支援教育の視点をもって幼児の活動を計画できるようにするため、専門家を派遣し、幼児への具体的な支援方法に関する助言を通して、教員が支援方法を学ぶ機会としています。より一層の支援の充実を図るため、関係機関と連携していくことが求められています。
- 通常の学級を担当する教員が、通常の学級で学ぶ障害のある児童・生徒一人ひとりに応じた指導法を身に付けられるようにするため、1年次教員には知的障害特別支援学級で学ぶ機会を設けるとともに、全教員を対象として特別支援教育に関する研修を行い、専門性の向上を図ってきました。
- 通常の学級を担当する教員が特別支援教育に関する理解を深めるとともに、障害特性に応じた指導・支援等の充実・改善を図るため、教務主幹、生活指導主幹、研究主任、特別支援教育コーディネーター*各校・園1名以上を対象として、特別支援教育研修を各年度複数回実施し、受講者は各勤務校・園で全教員を対象に伝達還元研修を実施しています。通常の学級を担当する全ての教員が、特別支援教育の視点を持ち、ユニバーサルデザインの考え方に基づく指導を行うことができるよう、研修方法の更なる工夫や研修機会の充実が求められています。
- 特別支援教室・特別支援学級を担当する教員の特別支援教育に係る専門性の一層の向上を図るため、障害種別に応じた専門的な研修を実施しています。また、特別支援学級に配置された1年次教員には都立特別支援学校で学ぶ機会を設けることにより、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導法を身に付ける機会としてきました。経験豊富な教員がいる中で、初めて特別支援学級、特別支援教室を担当する教員もいることから、引き続き、専門性の向上、教員一人ひとりの資質・能力の向上が求められています。
- 中学校1校には自閉症・情緒障害特別支援学級*を設置していますが、小学校に設置していないため、小学校への設置が求められています。

推進施策4 専門性をもつ教員の育成

一人ひとりの子どもたちの多様な教育的ニーズに応じていく特別支援教育の視点をもつ教員を育成し、効果的なOJT*と校内研修、大学と連携したスーパーバイズ等により、教員の専門性の向上を図っていきます。

(1) 特別支援教育の視点をもつ教員の育成 【教育支援課】

通常の学級を担当する1年次の教員を対象とした区立小・中学校特別支援学級体験研修や、各校・園の教務主幹等1名以上の^{しっかい}悉皆研修である特別支援教育研修の受講者による各校・園での伝達研修の実施により、特別支援教育の視点をもつ教員を育成します。

推進事業	実施策	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
11 特別支援教育の視点をもつ教員の育成	■ 通常の学級担任を担当する1年次教員を対象とした特別支援学級体験研修の実施	全校・園				
	■ 各校・園の教務主幹等1名以上 ^{しっかい} 悉皆研修である特別支援教育研修の受講者による校・園内伝達研修の実施	全校・園				
	■ 特別支援教室巡回指導教員による通常の学級の授業等に対する指導・助言の実施	全小・中学校				

(2) 効果的なOJT*と校内研修体制の構築 【教育支援課】

豊富な経験をもつ教員の退職、新規採用教員の増加により、教員の指導技術の継承が課題となっています。各校・園におけるOJTの推進体制を支援するとともに、校内における研修の機会の充実を図ります。また、学識経験者による授業観察及び指導・助言など、大学と連携したスーパーバイズ等の活用により、教員の専門性の向上を図ります。

推進事業	実施策	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
12 効果的なOJTと校内研修体制の構築	■ 巡回相談や研修講師派遣など特別支援学校*のセンター的機能の活用	全校・園				
	■ 特別支援教育に関する校内研修会への講師派遣	—				
	■ 大学等の学識経験者による授業観察・指導助言の活用	全校・園				
	■ 特別支援教育に関する校内研修会、ケース会議への外部専門家の派遣	—				

推進施策5 小・中学校における多様な学びの場での指導・支援の充実

通常の学級、特別支援教室*、特別支援学級*が、学びの連続性をもち児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場となるよう、それぞれの指導・支援の充実を図ります。また、多様な学びの場の充実のため、小学校1校に自閉症・情緒障害特別支援学級*を設置します。

(1) 通常の学級における授業のユニバーサルデザイン化*の推進 【教育指導課・教育支援課】

全ての児童・生徒にとって分かりやすい授業となるように、学識経験者による授業観察及び指導・助言や、特別支援教室巡回指導教員と通常の学級担任教員との連携による授業改善の事例紹介などにより、通常の学級における授業のユニバーサルデザイン化を推進します。

推進事業	実施策		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
13 通常の学級における授業のユニバーサルデザイン化の推進	■ 「新学習指導要領を踏まえた指導資料」(仮称)の活用【新規】	全小・中学校	配布・活用				
	■ 大学等の学識経験者による授業観察・指導助言の活用(再掲)	全小・中学校					
	■ 特別支援教室巡回指導教員と通常の学級担任教員との連携による通常の学級における授業改善の事例紹介	—					

(2) 通常の学級における特別支援教育支援員*の専門性の向上 【教育支援課】

特別支援教育支援員登録前講習会や特別支援教育支援員^{しっかい}悉皆研修会の実施により、通常の学級における特別支援教育支援員の専門性の向上を図ります。

推進事業	実施策		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
14 通常の学級における特別支援教育支援員の専門性の向上	■ 特別支援教育支援員の登録前講習会の実施	—					
	■ 特別支援教育支援員 ^{しっかい} 悉皆研修会の実施	—					

(3) 特別支援教室*における指導・支援の充実 【教育支援課】

学識経験者や指導主事による授業観察と指導助言の活用、特別支援教室巡回指導教員や特別支援教室専門員の^{しっかい}悉皆研修の実施により、特別支援教室における指導・支援の充実を図ります。

推進事業	実施策	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
15 特別支援教室における指導・支援の充実	■ 大学等の学識経験者による授業観察・指導助言の活用(再掲)	全小・中学校				▶
	■ 指導主事訪問による指導・助言(再掲)	全小・中学校				▶
	■ 特別支援教室巡回指導教員向け ^{しっかい} 悉皆研修の実施	—				▶
	■ 特別支援教室専門員 ^{しっかい} 悉皆研修の実施	—				▶
	■ 多層化指導モデル(MIM)*の教材活用	全小・中学校				▶

(4) 特別支援学級*における指導・支援の充実 【教育支援課】

特別支援学校*のセンター的機能の活用や小学校への自閉症・情緒障害特別支援学級*の設置など、ソフト・ハードの両面から特別支援学級における指導・支援の充実を図ります。

推進事業	実施策	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
16 特別支援学級における指導・支援の充実	■ 大学等の学識経験者による授業観察・指導助言の活用(再掲)	全小・中学校				▶
	■ 巡回相談や研修講師派遣など特別支援学校のセンター的機能の活用(再掲)	全小・中学校				▶
	■ 特別支援学級を担当する1年次教員の特別支援学校における体験研修	—				▶
	■ 指導主事訪問による指導・助言(再掲)	—				▶
	■ 特別支援学級教員向け ^{しっかい} 悉皆研修の実施	—				▶
	■ 難聴・言語障害通級指導学級*指導用機材の設置【新規】	—	検討			
	■ 五本木小学校自閉症・情緒障害特別支援学級の設置【新規】	—	検討	設置		

(5) 大学等との連携による自立活動*の指導の充実 【教育支援課】

大学等との連携により、特別支援学級における自立活動の指導の充実を図ります。

推進事業	実施策	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
<p>17 大学等との連携による自立活動の指導の充実</p>	<p>■ 大学等との連携による特別支援学級での自立活動の指導の充実【新規】</p>	<p>—</p>	<p>検討</p>	<p>協定締結</p>	<p>実施</p>	<p>.....▶</p>

取組の方向Ⅲ 保護者や関係機関等との連携による支援体制の充実

学校・園、保護者、関係機関等が積極的に連携して、幼児・児童・生徒の健やかな成長を図ることが大切です。子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を充実させるため、保護者や幼稚園・こども園、保育所等との早期からの連携を一層進めます。

また、小学校就学後についても、卒業後までを見通して保護者や関係機関との連携を深めるとともに、必要な支援体制を構築します。

現状・取組の必要性

- 小学校就学前ガイダンスなどの実施により、小学校就学前からの教育相談体制の充実を推進してきました。今後も、幼稚園・こども園、保育所等との連携を一層進めていくことが必要です。
- 就学相談*については、幼稚園・こども園・保育所等で、保護者向けに就学情報を提供するなど、更に充実していくことが必要です。
- 小学校就学後についても、保護者や関係機関等との連携を深めることが必要です。また、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある支援体制の構築を図るための中核的な役割を担っている都立特別支援学校のセンター校との連携が求められています。
- 医療的ケアを必要とする児童・生徒に関しては、医療機関や学童保育クラブとの連携を深め、必要な支援体制を構築する必要があります。

推進施策6 早期からの連携による支援体制の充実

公私立の幼稚園・こども園・保育所等に在籍する幼児とその保護者の支援のため、各園への専門家派遣による相談や、保護者への就学情報の提供、児童発達支援センター*との連携により、小学校就学前の早期からの支援体制の充実を図ります。

(1) 区立幼稚園・こども園への特別支援補助員等の効果的な配置 【学校運営課・教育支援課】

区立幼稚園・こども園に入園する幼児について、専門的なアセスメント*を実施し、特別支援補助員や看護師の効果的な配置を進めます。

推進事業	実施策	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
18 区立幼稚園・こども園への特別支援補助員等の効果的な配置	■ 就園検討委員会等によるアセスメントの実施	幼稚園・こども園				▶
	■ 幼稚園・こども園特別支援補助員向け研修の実施	—				▶
	■ 特別支援補助員等の配置	—				▶

(2) 公私立の幼稚園・こども園・保育所等との連携による支援の充実 【教育支援課】

教育・心理・医療の専門家派遣による小学校就学前ガイダンスの実施や就学相談員*派遣による就学情報の提供により、公私立の幼稚園・こども園・保育所等に在籍する幼児とその保護者への支援を行います。また、区立幼稚園・こども園と連携し、保護者会等でペアレントトレーニング*の説明などを行う際にめぐろ学校サポートセンターの教育相談員を派遣します。

推進事業	実施策	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
19 公私立の幼稚園・こども園・保育所等との連携による支援の充実	■ 教育・心理・医療の専門家派遣による小学校就学前ガイダンスの実施	—				
	■ 就学相談員派遣による就学情報の提供	—				
	■ 区立幼稚園・こども園保護者会等への教育相談員の派遣	—				

(3) 保護者への早期からの就学情報提供と就学相談*の充実 【教育支援課】

保護者向け就学相談パンフレット等の配布と区ホームページでの公開、就学相談員派遣による就学情報の提供などにより、保護者への早期からの就学情報提供と就学相談の充実を図ります。

推進事業	実施策	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
20 保護者への早期からの就学情報提供と就学相談の充実	■ 区報・区ホームページ等による理解啓発（再掲）	—				
	■ 就学相談パンフレットの配布・啓発リーフレットの発行（再掲）	—				
	■ 公私立の幼稚園・こども園・保育所等を通じての就学支援シート*用紙の保護者向け配布	—				
	■ 就学相談員派遣による就学情報の提供（再掲）	—				

(4) 児童発達支援センター*等との連携による支援の充実 【教育支援課・障害福祉課】

区の発達支援に関する事業等への参加により、児童発達支援センターや児童発達支援*事業者等と教育委員会との連携を強化するとともに、児童発達支援センターによる幼稚園・こども園、保育所等への訪問相談の実施により、できるだけ早期からの支援の充実を図ります。

推進事業	実施策	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
21 児童発達支援センター等との連携による支援の充実	■ 児童発達支援センター等の情報提供事業への教育委員会の参加	—				
	■ 児童発達支援センターによる幼稚園・こども園、保育所等への訪問相談の実施	—				

推進施策7 卒業後までを見通した連携による支援体制の充実

保護者、関係機関、関係団体、都立特別支援学校との連携強化により、個別の教育支援計画（学校生活支援シート*）の作成・引継ぎなどを含めて、卒業後までを見通した支援体制の充実を図ります。

(1) 保護者と教育委員会との連携による支援の充実 【教育支援課】

教育委員会から保護者あての特別支援教育に関する教育施策の情報提供を充実していくとともに、保護者と教育委員会との意見交換のための懇談会や就学後の継続相談の実施により、支援の充実を図ります。

推進事業	実施策	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
22 保護者と教育委員会との連携による支援の充実	■ きょういく広報、教育施策説明会等による特別支援教育の情報提供の充実	—				
	■ 保護者と教育委員会との懇談会の実施	—				
	■ 就学後の継続相談の充実	—				

(2) 各種協議会による関係機関等との連携の強化 【教育支援課・障害福祉課】

区健康福祉部障害福祉課が所管する障害者自立支援協議会、障害者差別解消支援地域協議会、医療的ケア児支援関係機関協議会等に教育委員会事務局が参加し、情報共有や情報交換を行い、関係機関、関係団体との連携強化を図ります。

推進事業	実施策	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
23 各種協議会による関係機関等との連携の強化	■ 障害者自立支援協議会・障害者差別解消支援地域協議会による関係機関等との連携強化	—				
	■ 医療的ケア児支援関係機関協議会による関係機関等との連携強化	—				

(3) 学校における医療的ケアの実施に係る医療機関等との連携の強化 【教育支援課・子育て支援課】

看護師の配置により実施可能となる医療的ケアを学校において実施する場合は、児童・生徒の主治医の指示・指導に基づくほか、専門医等の学校派遣により安全面の指導・助言をします。また、医療的ケアを必要とする児童*等が、放課後、学童保育クラブ等へ通所する場合は、学童保育クラブ等との連携強化を図ります。

推進事業	実施策		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
24 学校における医療的ケアの実施に係る医療機関等との連携の強化	■ 医療的ケアを必要とする児童・生徒の主治医との連携	—					
	■ 医療的ケアを指導する専門医等の学校派遣の拡充	—	拡充				
	■ 看護師配置等に関する学童保育クラブ等との連携強化	—					
	■ 医療的ケア児支援関係機関協議会を通じての関係機関等との連携強化（再掲）	—					

(4) 特別支援学校*との連携による支援の充実 【教育支援課】

特別支援学校のセンター的機能の活用や、特別支援学校高等部での視察研修を兼ねた特別支援学級*設置校長会の開催により、卒業後までを見通した支援の充実を図ります。

推進事業	実施策		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
25 特別支援学校との連携による支援の充実	■ 巡回相談や研修講師派遣など特別支援学校のセンター的機能の活用（再掲）	全校・園					
	■ 特別支援学級を担当する1年次教員の特別支援学校における体験研修（再掲）	—					
	■ 特別支援学校高等部での特別支援学級設置校長会の開催	—					

用語解説

(本文中の*印の語句の説明 五十音順)

あ行

- ICT** ICTとは、情報(information)や通信(communication)に関する技術(technology)の総称。学校におけるICT環境整備は、校内LANの整備やインターネット接続環境の整備をはじめ、パソコンやプロジェクターなどICT機器の配備などを指す。
- アセスメント** 学校教育では、幼児・児童・生徒の実態を行動観察やペーパーテスト等により評価し、把握すること。
☆アセスメントツール
アセスメントを実施するに当たって使用するチェック項目の一覧や標準化されたテストのこと。例えば、児童の読み書きのつまずきの実態を把握する「『読めた』『わかった』『できた』読み書きアセスメント」(東京都教育委員会 平成29年3月)等がある。
- eラーニング** コンピュータ、インターネットなどのコンピュータネットワーク等の情報技術を利用して行う学習のこと。
- 医療的ケアを必要とする児童** 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児(児童福祉法 第56条の6 第2項)。
医学の進歩を背景として、新生児集中治療室(NICU)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童。
- インクルーシブ教育システム** 人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が、教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。(障害者権利条約 第24条から要約抜粋)
インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。(平成24年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会報告から抜粋)

○J T

○J Tとは、On-the-Job Trainingの略称で、管理監督者の責任のもとで行われる教育訓練全般のこと。学校・園においては、校・園長が全体の責任者となり、副校・園長が推進者として下位の職層の責任者を兼ねながら行う職場内教育のこと。

○J Tは、日常業務を通して、学校組織を活用しながら行っている。

か行

学校生活支援シート

学習指導要領では、「特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。」としている。学校生活支援シート（個別の教育支援計画）は、作成に当たり本人及び保護者の思いや願いを盛り込んで、医療・保健・福祉等の関係機関等、多方面からの指導、支援が集約されたもの。

また、幼稚園・こども園・小学校就学前施設から小学校へ、小学校から中学校へ、中学校から進路先へと支援をつなげていくための計画。

（※学習指導要領等で用いる「個別の教育支援計画」は、東京都では名称を「学校生活支援シート」としている。目黒区においても、東京都の方針に沿って「学校生活支援シート」の名称を用いている。）

校内委員会

特別な支援を要する児童・生徒やその保護者に対して、適切な教育や支援を行うことを目的として小・中学校等に設置される校内組織のこと。

合理的配慮

合理的配慮とは、障害のある方が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある方に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」により、この合理的配慮を可能な限り提供することが、行政・学校・企業等の事業者に求められている。

交流及び共同学習

障害者基本法第16条3項に「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。」と定められている。

学習指導要領においては、「障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習は、児童が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあると考えられる。」としている。

目黒区においても、特別支援学級の児童・生徒と、通常の学級の児童・

生徒が共に学ぶ場を設けたり、特別支援学校に在籍する児童・生徒との副籍交流に取り組んだりして、交流及び共同学習を推進している。

心のバリアフリー 様々な心身の特性や考え方をもち全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり支え合うこと。

平成29年2月に、ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議において、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とし「心のバリアフリー」を実現するために、政府が行うべき施策が「ユニバーサルデザイン2020行動計画」として取りまとめられた。本計画では、学校における「心のバリアフリー」の教育を展開するための具体的施策として、各学校において、障害のある人との交流及び共同学習が活性化されるよう、文部科学省及び厚生労働省が中心となり「心のバリアフリー学習推進会議」を設置し、平成30年度以降実施する具体的な取組について結論を得ることとされた。

これを踏まえ、平成29年7月から、文部科学省では厚生労働省と協力して「心のバリアフリー学習推進会議」を開催して検討を行い、「学校における交流及び共同学習の推進について ～「心のバリアフリー」の実現に向けて～」が取りまとめられ、平成30年2月に報告された。

文部科学省では、この報告を踏まえ、以下の取組を積極的に行うよう各都道府県教育委員会等に依頼している。

- 1 交流及び共同学習の推進
- 2 障害のある人との交流の推進
- 3 ネットワーク形成の促進

(「障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習等の推進について」(平成30年2月8日発出29初特支第33号 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長・教育課程課長・幼児教育課長連名通知) から要約抜粋)

個別指導計画 個別指導計画は、各教科・領域等において、それぞれの指導目標、指導内容(方法)、評価を記載していくもので、全ての特別な支援を要する幼児・児童・生徒を対象に作成している。

☆個に応じた指導

個別指導計画を基に、一人ひとりの障害の程度や個性に合わせ指導を行うこと。

さ行

児童発達支援

「児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便

宜を供与する」児童福祉法第6条の2の2第2項に基づく通所支援サービス。

児童発達支援センター	<p>地域の障害のある児童を通所させて、「日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練」といった支援の提供を目的とする、児童福祉法第43条に基づく児童福祉施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。</p> <p>目黒区では、目黒区児童発達支援センターすくすくのびのび園を設置し、児童発達支援、障害児相談支援、計画相談支援、基本相談支援等を実施している。</p>
自閉症・情緒障害特別支援学級	<p>知的障害のない自閉症又は情緒障害の児童・生徒を対象とし、小・中学校の通常の教育課程に準ずるとともに、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うための指導の領域である自立活動の時間を適切に教育課程の中に位置づける特別支援学級である。</p> <p>この特別支援学級の指導の対象となる障害の種類及び程度は、「①自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも、②主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも」とされている。</p>
就学支援シート	<p>小学校就学前機関（幼稚園・こども園、保育所、療育機関等）における子どもの様子や指導の様子を小学校に引継ぎ、学校生活をより適切にしていくために保護者とともに作成するもの。</p>
就学相談	<p>特別な支援を要する児童・生徒一人ひとりにもっともふさわしい教育を進めるために、教育委員会と保護者が行う就学のための相談のこと。</p> <p>保護者から就学相談を受けた後、就学支援委員会において、医師、特別支援学級設置校校長、特別支援学級担当教員、心理職員等の意見を聞きながら、保護者の意見を最大限尊重し、教育委員会としての意見を伝え、さらに、就学先や必要な支援に関して保護者と相談していく。</p>
就学相談員	<p>就学相談を行うために配置された専門職員。</p>
就労移行支援・就労継続支援・生活介護等通所施設	<p>就労移行支援</p> <p>障害者総合支援法に基づき、就労を希望する障害のある方で、企業等に雇用されることが可能と見込まれる方を対象として、生産活動、職場体験等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、求</p>

職活動に関する支援、就労後の職場定着のために必要な相談、その他の支援を行う通所施設。

就労継続支援

障害者総合支援法に基づき、企業等に雇用されることが困難な障害のある方を対象として、生産活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力向上のための必要な訓練、その他の支援を行う通所施設。就労継続支援には、雇用契約に基づくA型と非雇用型のB型がある。

生活介護

障害者総合支援法に基づき、障害者支援施設等において、常時介護等の支援が必要な方を対象として、主として昼間に排せつ及び食事の介護、生活等に関する相談助言、日常生活上の支援、創作活動または生産活動の機会を提供、その他身体機能または生活能力の向上のために必要な援助を行う通所施設。

障害児相談支援

障害児相談支援とは、障害児通所支援（児童発達支援、放課後等サービスなど）を利用するすべての障害児を対象として、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行うことをいう。（児童福祉法第6条の2の2第7項）

障害児支援利用援助では、障害児通所支援の申請にかかる支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行う。

継続障害児支援利用援助では、支給決定されたサービス等の利用状況のモニタリングを行い、サービス事業者等との連絡調整等を行う。

なお、居宅介護などの居宅サービスを利用する場合は、障害者総合支援法に基づく計画相談支援による。

障害者就労支援センター

区の委託により、区市町村障害者就労支援事業を行う目黒障害者就労支援センターでは、一般就労を希望する障害のある方を対象として、就労相談、職能評価、職業訓練、就職活動への支援及び、就労後の職場定着支援を行う。また、就労継続に必要な生活支援も一体的に行う。

自立活動

障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために、幼児・児童・生徒が、困難な状況を認識し、困難を改善・克服するために必要となる知識、技能、態度及び習慣を身に付けるとともに、自己が活動しやすいように主体的に環境や状況を整える態度を養うための学習のこと。指導に当たっては、「特別支援学校幼稚部教育要領 第2章 自立活動」又は「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第7章 自立活動」に基づいて

行う。自立活動は、「(1) 健康の保持、(2) 心理的な安定、(3) 人間関係の形成、(4) 環境の把握、(5) 身体の動き、(6) コミュニケーション」の6区分と27の細目で示されている。

スクールカウンセラー いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図ることを目的に学校に配置された、児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者。

スーパーバイズ 学校・園では、教職員等の幼児・児童・生徒の指導・支援担当者（スーパーバイザー）が、専門的指導者（スーパーバイザー）から、指導・助言を受けること。専門的指導者等から定期的に受けることにより、指導・支援担当者の能力の向上を図る。

た行

多層化指導モデル (MIM) MIMとは、Multilayer Instruction Modelの略称で、通常の学級において、異なる学力層の子どものニーズに対応した指導・支援を提供する多層化指導のモデル。3つのステージがあり、各ステージの概要は次のとおり。

第1ステージ：通常の授業の中で科学的根拠に基づいた指導を、全ての子どもに対して実施する段階。

第2ステージ：第1ステージによる効果的な指導を受けても伸びが十分でない子どもに対し、通常の授業に加え、その他の時間帯等も使いながら補足的な指導を行っていく段階。

第3ステージ：第2ステージによる指導でも伸びが十分でない子どもに対し、より個に特化した集中的な指導を実施していく段階。

特別支援学級 学校教育法第81条により、次のように定められている。目黒区では、知的障害、肢体不自由、自閉症・情緒障害の固定学級と、難聴、言語障害の通級指導学級を設置している。

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難さを克服するための教育を行うものとする。

②小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

一 知的障害者 二 肢体不自由者 三 身体虚弱者 四 弱視者

五 難聴者 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの（③ 略）」

特別支援学校

学校教育法第72条では、「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」と規定されており、児童・生徒の障害の程度が、学校教育法施行令第22条の3に該当する場合に入学が可能な学校である。

各区市町村を基礎的な単位として教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機関が相互に密接な連携を図り、互いの機能を有効に活用するエリア・ネットワークの拠点となっている都立特別支援学校は、地域の特別支援教育のセンター校としての役割を担う。

特別支援教育

特別支援教育とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援を更に充実していくこととされている。（文部科学省HPから引用）

特別支援教室

通常の学級に在籍している、知的発達に遅れのない発達障害の児童（自閉症者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童）や情緒障害の児童に対して、在籍校における指導を行う教室。

☆巡回指導教員

目黒区立学校の特別支援教室は、小学校拠点校7校、中学校拠点校1校に所属する教員が巡回して指導を行う。特別支援教室での指導を行う担当教員を「巡回指導教員」と言う。

特別支援教育コーディネーター

全ての学校・園で指名され、校内支援体制づくりの推進や、関係機関との連携を推進する教員。

特別支援教育支援員

通常の学級に在籍している学校生活において学習面・生活面で特別な支援が必要な児童・生徒に対して、支援を行うために配置される有償ボランティア。

特別支援教育主任専門員

通常の学級に在籍している特別な支援が必要な児童・生徒への適切な対応等について、助言・協議を行う専門職員。

特別の教育課程

教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために教育の内容を児童・生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画のこと。

特別支援学級では、特に必要がある場合、通常の教育課程にはよらずに、在籍する児童生徒の障害の程度に応じた「特別の教育課程」によることができる、とされている。(学校教育法施行規則第138条)

特別の教育課程を編成する場合は、特別支援学校の小学部・中学部学習指導要領を参考に、次の点に留意して、児童・生徒の実態に応じた教育課程を編成する。

- (1) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。
- (2) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

な行

難聴・言語障害通級指導学級

通級指導学級は、教育活動の一部において特別な指導を必要とする児童・生徒を対象として設置する学級。児童・生徒は、通常の学級に在籍しながら、学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的として、一部の学習を通級によって学んでいる。

目黒区では、東根小学校に「難聴・言語通級指導学級」を設置している。
☆難聴障害通級指導学級による指導の対象となる障害の程度は、「補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一時特別な指導を必要とするもの」としている。

☆言語障害通級指導学級による指導の対象となる障害の程度は、「口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準ずる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの」としている。

は行

発達障害支援拠点

発達障害又は発達障害の特性により、日常生活に困難を抱えているかたとその家族・支援者の相談窓口。目黒区では東山住区センターに「ぽると」を設置している。

副籍制度

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、副次的な籍（副籍）をもつことを指定した居住地域の小・中学校のことを地域指定校と言う。また、副籍をもつ制度を副籍制度と言う。

ペアレント トレーニング

保護者同士のグループでの話し合いや実践等を通して、子どもへの適切な関わり方や親子でよりよいコミュニケーションがとれるよう支援する保護者向けプログラムのこと。

放課後等デイサー ビス

放課後等デイサービスとは、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する」児童福祉法第6条の2の2第4項に基づく通所支援サービス。

ただし、「目黒区児童発達支援センター すくすくのびのび園」は、18歳までの相談支援事業と児童発達支援事業（未就学児）での療育を実施しており、「放課後等デイサービス」事業は実施していない。

や行

ユニバーサル デザイン化

☆教室環境のユニバーサルデザイン化

全ての子どもが安心して過ごし、授業に集中できる教室環境に整えること。例えば、「教室前方の掲示を精選し、不要な視覚刺激を低減する」、「机や椅子を移動する際に生じる音を抑制して聴覚刺激を低減する」などの整備がある。

☆授業のユニバーサルデザイン化

全ての子どもにとって分かりやすい授業となるように工夫すること。授業を「視覚化」「焦点化」「共有化」の視点から改善するという考え方が主流となっている。

視覚化：言葉だけでなく、学習内容や学習教材を視覚的に提示する。

また、見えないイメージや論理を「見える化」することに取り組む。

焦点化：授業のねらいや学習活動を厳選することで、学習内容を明確にし、学習による達成感を得やすくする。

共有化：自分の考えを伝えたり、他者の考えを聞いたりすることで、考えを広げたり、深めたりすることに取り組む。

参 考 資 料

- 1 特別支援教育に係る国や東京都の動向
 - (1) 国の動向
 - (2) 東京都の動向
- 2 目黒区における特別支援教育の現状
 - (1) 教育委員会における支援の状況
 - (2) 学校における特別支援教育の状況
 - (3) 教育相談の状況
- 3 目黒区特別支援教育推進計画（第四次）策定に係る検討経過

1 特別支援教育に係る国や東京都の動向

(1) 国の動向（平成27年4月～平成31年3月）

ア 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月施行）

「全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的」として制定され、合理的配慮の提供の義務等が定められました。

イ 児童福祉法の一部改正（平成28年6月施行 第56条の6第2項 追加）

「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるように努めなければならない。」と規定されました。

ウ 幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領（平成29年3月告示）

特別支援教育について、次のことが明記されました。

- (ア) 特別な配慮を必要とする幼児・児童・生徒への指導について、個別の指導計画及び個別の教育支援計画（学校生活支援シート）を作成し活用すること。（幼稚園は努力規定）
- (イ) 障害のある児童・生徒への指導については、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うこと。
- (ウ) 障害のある児童・生徒に対して、特別の教育課程をする場合は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。
- (エ) 幼稚園、認定こども園、保育所、小・中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児・児童・生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

エ 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領「第7章 自立活動」の内容として「1 健康の保持」に、新たに「(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」が追加され、「自己の障害にどのような特性があるのか理解し、それらが及ぼす学習上又は生活上の困難についての理解を深め、その状況に応じて、自己の行動や感情を調整したり、他者に対して主体的に働きかけたりして、より学習や生活をしやすい環境にしていくこと」が示されました。

オ 障害者基本計画（第4次）（平成30年3月策定）

教育分野における施策の基本的な方向の第一として、「インクルーシブ教育システムの推進」を掲げ、「障害のある幼児児童生徒に提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障害の有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を進めるとともに、個々の幼児児

童生徒の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることのできる、インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）の整備を推進する」ことなどが示されました。

カ 学校教育法施行規則の一部改正（平成30年4月施行）

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校における障害に応じた特別の指導は、障害による学習上又は、生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができると示されました。

（2）東京都の動向（平成27年4月～平成31年3月）

ア 東京都特別支援教育推進計画第二期計画（平成29年2月策定）

平成29年度から令和8年度までの10年間の施策の方向性が次のように示されています。

（ア）共生社会の実現に向けた全ての学びの場における特別支援教育の充実

全ての障害のある幼児・児童・生徒が自分らしい生き方を見付け、将来の夢や希望を実現するため、全ての学びの場における指導と教育環境を更に充実

<施策の方向性Ⅰ> 特別支援学校における特別支援教育の充実

<施策の方向性Ⅱ> 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実

（イ）未来の東京を見据えた特別支援教育の推進

防災教育やスポーツ・芸術教育など、東京や社会の変化を見据えた教育を新たに推進

<施策の方向性Ⅲ> 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進

（ウ）特別支援教育を支える基盤の強化

教員の専門性向上や区市町村教育委員会への支援の充実など、特別支援教育の基盤を一層強化

<施策の方向性Ⅳ> 特別支援教育を推進する体制の整備・充実

イ 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（平成30年10月施行）

国が定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」と同様に、社会的障壁となる事物等の除去を行う「合理的配慮」の提供を求めています。国の法律では、民間事業者の対応を「努力義務」としているのに対し、東京都の条例では「義務」としています。

ウ 東京都教育ビジョン〔第4次〕（平成31年3月策定）

平成31年度から令和5年度までの5年間の施策について、今後の事務事業の推進につながる「主な施策展開」（12の基本的な方針と30の方向性）が示されました。

特別支援教育関連では、基本的な方針の「4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育」の中で、方向性として「〔東京都特別支援教育推進計画（第二期）〕に基づく取組の推進」「医療的ケアを必要とする児童・生徒への安全な教育環境の提供」「インクルーシブ教育システムの調査・研究の実施」が、掲げられています。

2 目黒区における特別支援教育の現状

(1) 教育委員会における支援の状況

ア 就学・転学相談結果の年度別推移

単位:人

	年度	通常の学級	特別支援学級、特別支援教室	特別支援学校	就学猶予免除	その他	計
小学校	平成28年度	3 (0)	142 (98)	9 (2)	0	9	163 (100)
	29年度	16 (4)	156 (124)	7 (3)	0	5	184 (131)
	30年度	26 (3)	166 (133)	13 (1)	0	11	216 (137)
中学校	平成28年度	2 (1)	27 (10)	5 (2)	0	3	37 (13)
	29年度	1 (1)	35 (15)	5 (1)	0	4	45 (17)
	30年度	5 (1)	39 (22)	2 (1)	0	3	49 (24)

※()内の人数は転学等の再掲です。
「その他」は区外転出、私立学校への入学、就学相談取下げの人数です。

イ 地域交流事業実施状況（副籍制度の実施状況）

- 特別支援学校に在籍している児童・生徒が、地域の指定校に副次的な籍を持ち、交流を行っている副籍制度の実施状況です。

単位:校(延べ)

年 度	平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	直接交流のみ	間接交流のみ	直接・間接両方	直接交流のみ	間接交流のみ	直接・間接両方	直接交流のみ	間接交流のみ	直接・間接両方
小学校	8	1	6	5	4	7	7	3	13
中学校	0	2	1	0	4	1	1	3	1
合 計	8	3	7	5	8	8	8	6	14

令和元年5月1日現在の目黒区在住児童・生徒の特別支援学校在籍状況(単位:人)	
知的障害特別支援学校(品川、青山、筑波大附属大塚/小学部)	36
知的障害特別支援学校(港、品川、矢口、青山/中学部)	18
肢体不自由特別支援学校(光明学園/小学部)	8
肢体不自由特別支援学校(光明学園/中学部)	2
病弱特別支援学校(光明学園/中学部)	1
病弱特別支援学校(光明学園、北/小学部)(院内学級)	3
視覚障害特別支援学校(筑波大附属/小学部)	1
視覚障害特別支援学校(久我山青光学園/中学部)	1
私立特別支援学校(小学部)	2
他県特別支援学校(小学部)	1
合 計	73

ウ 特別支援学級補助員及び特別支援教育支援員の支援の状況

○ 特別支援学級補助員の配置

特別支援学級(固定学級)の支援のため、障害の程度や児童数等により必要に応じて区の非常勤職員である特別支援学級補助員を配置しています。

単位:人

	学級種別	年 度			
		平成27	28	29	30
知的障害	知的障害学級(小学校)	12	13	13	15
	知的障害学級(中学校)	5	6	4	4
肢体不自由	肢体不自由学級(小学校)	2	2	2	3
	肢体不自由学級(中学校)	0	0	1	1
自閉症・情緒障害	自閉症・情緒障害学級(中学校)	5	5	5	6
	合 計	24	26	25	29

○ 特別支援教育支援員の配置状況

通常の学級に在籍している学校生活において学習面・生活面で特別な支援が必要な児童・生徒に対して支援するため、有償ボランティアである特別支援教育支援員を週あたりの時間単位で配置しています。

	項目	年 度			
		平成27	28	29	30
内 容	対象児童数(名)	277	330	399	504
	対象生徒数(名)	64	71	64	83
	支援員数(登録人数、名)	116	148	145	183
	配置時数(時間)	40,533	41,670	50,013	61,267

エ 特別支援教育主任専門員等による巡回訪問実施状況

- 小・中学校の通常の学級に在籍している、特別な支援が必要な児童・生徒の実態把握と学校への支援のため、特別支援教育主任専門員(非常勤職員:教育分野1名)、教育相談員(心理分野3名)による定期巡回訪問を行っています。
- 定期巡回訪問のほかに、学校・園からの要請に対応し、外部の専門員を含めた要請訪問も行っています。

年度	定期巡回訪問						要請訪問(学校からの依頼による)					
	平成28		29		30		28		29		30	
内 容	校 園 数 (延べ)	人 数 (延べ)										
幼稚園	6	50	6	58	6	67	0	0	0	0	0	0
小学校	44	724	44	907	44	940	61	147	106	248	115	283
中学校	18	189	19	177	18	227	20	39	32	70	17	36
合 計	68	963	69	1,142	68	1,234	81	186	138	318	132	319

(2) 学校における特別支援教育の状況

ア 平成31年度校内委員会設置状況

単位:校(園)

	構成人数			委員会の構成 (構成人数は学校によって異なる)							
	10人未満	10~12人	13人以上	校長(園長)	副校長(副園長)	主幹教諭	養護教諭	通常の学級の担任	特別支援学級担当教員	スクールカウンセラー	学級担任以外、その他
小学校(22校)	8	9	5	22	22	21	20	19	9	20	22
中学校(9校)	7	1	1	9	9	5	9	9	3	6	8
幼稚園・こども園(3園)	1	1	1	3	2	—	—	3	—	—	3

	開催の頻度(複数回答あり) 単位:校(園)				
	随時	週1回	隔週	月1回	年3回又は5回
小学校(22校)	7	2	2	16	2
中学校(9校)	0	8	1	0	0
幼稚園・こども園(3園)	2	2	0	0	0

- 全校・園に校内委員会が設置され、小・中学校は29校で月1回以上開催されています。
- 校内委員会を構成する人数は、7人から9人であるところが多く、校長・副校長のほかに学級担任、主幹教諭ほか、様々な役職の者が委員となっています。

イ 平成31年度特別支援教育コーディネーター配置状況

単位:校(園)

	人数		コーディネーターに指名される教員			
	1人	複数	通常の学級担任	養護教諭	専科担当教員	特別支援学級担当教員
小学校(22校)	5	17	12	16	3	7
中学校(9校)	9	0	1	7	0	1
幼稚園・こども園(3園)	3	0	3	—	—	—

- 特別支援教育コーディネーターは、全ての幼稚園・こども園、小・中学校で指名されています。
- 通常の学級の学級担任又は養護教諭を指名している学校が多いです。

ウ 平成30年度校内研修開催状況

教職員向け 特別支援教育関連 校内研修の内容						単位：校（園）	開催延べ回数 (同一講師等により複数回開催している場合があるため、左の校園数の合計にはならない。)
	特別支援学校コーディネーターによる講義等	特別支援教室担当教員等内部人材による講義	他区市特別支援学級教員等外部人材による講義	校長による説明	外部専門家による講義等		
小学校 (22校)	4	8	1	0	11	41回	
中学校 (9校)	0	3	3	1	2	17回	
幼稚園・ こども園 (3園)	3	0	0	0	3	7回	

エ 平成30年度交流及び共同学習の実施状況

特別支援学級設置校における交流及び共同学習						単位：校
	遠足、運動会等学校行事	連合行事への参加	朝の会、教科学習(算数、図工、音楽等)など	特別支援学級体験、訪問	交流給食	
小学校 (5校)	5	5	2	0	4	
中学校 (3校)	3	2	1	0	2	

(3) 教育相談の状況

目黒区では、学校へのスクールカウンセラーの派遣やめぐろ学校サポートセンターでの教育相談の実施など、様々な教育に関する相談を受け付ける体制を整えています。

ア スクールカウンセラーの配置状況と相談件数の推移

- 学校等における幼児、児童・生徒にかかわるいじめや不登校及び集団不適應、子育て問題等の課題解決のため、スクールカウンセラーを全小・中学校、幼稚園・こども園に派遣し、幼児、児童、生徒、保護者、教職員への相談活動を行っています。
- 東京都スクールカウンセラーは全小・中学校へ週1日（年38回、1回7時間45分）派遣されています。
- 目黒区のスクールカウンセラーは、全小・中学校へ週1日6時間派遣するとともに、大規模校へ追加で派遣しています。また、幼稚園・こども園には月2回1日6時間派遣しています。
- 目黒区のスクールカウンセラーは、定期的な派遣のほかに、学校の要請を受けて当該校へ緊急派遣する場合があります。
- 学校の児童・生徒、保護者、教職員からの様々な相談に応じています。

【スクールカウンセラーへの相談件数等の推移】

単位:件

校種	小学校			中学校			幼稚園・こども園			
	平成28	29	30	28	29	30	28	29	30	
相談者	児童・生徒	5,958	6,140	7,551	4,599	4,433	3,720	19	120	143
	保護者	1,919	2,100	2,310	1,184	1,271	1,099	286	154	177
	教員	9,068	9,038	9,124	4,113	4,218	3,699	94	140	103
	その他	335	293	313	284	248	274	1	6	3
	合計	17,280	17,571	19,298	10,180	10,169	8,792	400	420	426
行動観察	16,019	17,402	17,610	1,797	4,489	2,301	76	130	384	

イ 教育相談員の配置状況と相談件数等の推移

- 目黒区の幼児、児童・生徒等の心身の健全な発達を支援するため、知能・発達、学業・進路・適性、就園・就学、不登校、行動、性格、人間関係、身体・精神、その他の教育上の諸問題について相談に応じています。
- めぐろ学校サポートセンターの教育相談員11名（区非常勤職員、心理職）がスクールカウンセラーを兼務しながら、交替で来室や電話による相談を行っています。
- 相談の内容により、児童・生徒の実態を把握するため、発達検査を行っています。

【平成30年度 電話教育相談対象別件数】

【来室教育相談件数の推移】

単位:件

対 象	男性	女性	計
幼 児	3	0	3
小学生	41	16	57
中学生	26	8	34
高校生	4	1	5
その他・不明	2	0	2
計	76	25	101

年 度	平成28	29	30
相談件数（件）	363	411	431
延べ相談回数（回）	2,456	2,894	3,059

【教育相談員による発達検査実施状況】

単位:件

年 度	平成28	29	30
めぐろ学校サポートセンター教育相談	110	142	169
就学相談	101	103	107
合 計	211	245	276

ウ 小学校就学前ガイダンス実施状況の推移

医師、学識経験者、教育相談員が助言者として、申込みのあった幼稚園、こども園、保育所等を訪問し、在籍する幼児の集団生活上の困難さを改善するための教育的支援について、教職員及び保護者からの相談を受け、幼児の行動観察や助言を行っています。

年 度	平成28	29	30
周知園数	68	80	90
延べ訪問園数	22	54	61
実訪問園数	12	21	24
園児合計	40	87	105

3 目黒区特別支援教育推進計画（第四次）策定に係る検討経過

特別支援教育推進計画検討委員会設置要綱（平成30年12月14日付 目教指第6480号）
（設置目的）

第1条 特別支援教育推進計画（以下「計画」という。）の第四次改定に向けた検討を行うことを目的として、特別支援教育推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- （1）計画改定に関すること
- （2）その他委員会が必要と認める事項

（構成）

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- （1）健康福祉部障害福祉課長
- （2）子育て支援部子育て支援課長
- （3）子育て支援部子ども家庭課長
- （4）子育て支援部保育課長
- （5）教育委員会事務局教育次長
- （6）教育委員会事務局教育政策課長
- （7）教育委員会事務局学校運営課長
- （8）教育委員会事務局教育指導課長
- （9）教育委員会事務局教育支援課長
- （10）教育委員会事務局教育支援課統括指導主事
- （11）区立小学校長 1名
- （12）区立中学校長 1名
- （13）区立幼稚園・こども園長 1名

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、教育次長をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は教育支援課長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、その職務を代行する。

（招集）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見等を聞くことができる。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、委員会設置の日から計画改定の日までとする。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育支援課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成30年12月14日から施行する。

＜特別支援教育推進計画検討委員会 委員等名簿（敬称略）＞

所 属 等	職	氏 名	備 考
健康福祉部	障害福祉課長	保坂 春樹	
子育て支援部	子育て支援課長	篠崎 省三	
子育て支援部	子ども家庭課長	松尾 伸子	平成31年度
子育て支援部	子ども家庭課長	高雄 幹夫	平成30年度
子育て支援部	保育課長	後藤 圭介	
教育委員会事務局	教育次長	秋丸 俊彦	平成31年度 委員長
教育委員会事務局	教育次長	野口 晃	平成30年度 委員長
教育委員会事務局	教育政策課長	山野井 司	
教育委員会事務局	学校運営課長	濱下 正樹	平成31年度
教育委員会事務局	学校運営課長	村上 隆章	平成30年度
教育委員会事務局	教育指導課長	竹花 仁志	平成31年度
教育委員会事務局	教育指導課長	田中 浩	平成30年度
教育委員会事務局	教育支援課長	酒井 宏	副委員長
教育委員会事務局	教育支援課統括指導主事	片山 順也	平成31年度
教育委員会事務局	教育支援課統括指導主事	古館 秀樹	平成30年度
小学校長会代表	碑小学校校長	鈴木 稔	平成31年度
小学校長会代表	油面小学校校長	国富 尊	平成30年度
中学校長会代表	第七中学校校長	田畑 美香	
区立幼稚園・ こども園長会代表	げっこうはらこども園園長	高橋 慶子	

助言者

学識経験者	横浜国立大学大学院 教育学研究科 高度教職実践専攻 教授	渡部 匡隆	
学識経験者	星槎大学大学院 教育実践研究科 教授	阿部 利彦	
学識経験者	仲村医院副院長	仲村 和子	

事務局

教育委員会事務局	教育支援課指導主事	工藤 邦彰	
教育委員会事務局	教育支援課特別支援教育係長	坂本 暁子	平成31年度
教育委員会事務局	教育支援課特別支援教育係長	飯倉 慶一郎	平成30年度
教育委員会事務局	教育支援課就学相談係長	山田 雅之	
教育委員会事務局	教育支援課指導業務推進員	中木 弘美	

<会議の開催等の状況>

平成31年 1月31日	第1回特別支援教育推進計画検討委員会・学識経験者ヒアリング ・目黒区特別支援教育推進計画改定の経緯について ・特別な支援が必要な幼児・児童・生徒への対応状況について ・目黒区特別支援教育推進計画（第四次）の基本的な構成について
3月28日	第2回特別支援教育推進計画検討委員会 ・目黒区特別支援教育推進計画（第三次）の成果と課題について ・目黒区特別支援教育推進計画（第四次）の骨子案について
4月25日	第3回特別支援教育推進計画検討委員会・学識経験者ヒアリング ・目黒区特別支援教育推進計画（第三次）の成果と課題について ・目黒区特別支援教育推進計画（第四次）の骨子案について
令和元年 5月11日 5月18日	教育施策説明会 ・特別支援教育の推進に関する説明の一部で、目黒区特別支援教育推進計画改定の進め方について説明
5月29日 6月1日	特別支援教育講演会・就学相談説明会 ・目黒区特別支援教育推進計画改定の進め方について説明 ・講演「特別な教育的ニーズのある児童・生徒への支援のあり方」 講師：横浜国立大学大学院 教育学研究科教授 渡部 匡隆 氏
7月1日	第4回特別支援教育推進計画検討委員会・学識経験者ヒアリング ・目黒区特別支援教育推進計画（第四次）改定原案について
7月24日	第5回特別支援教育推進計画検討委員会 ・目黒区特別支援教育推進計画（第四次）改定素案について
10月25日	目黒区特別支援教育推進計画（第四次）改定素案パブリックコメント開始 周知 めぐろ区報（10月25日号）・区ホームページ、チラシ配布 改定素案閲覧（配布）場所 目黒区総合庁舎1階区政情報コーナー、各地区サービス事務所（東部地区を除く）、各住区センター、各区立図書館
11月16日	特別支援教育講演会 ・目黒区特別支援教育推進計画（第四次）改定素案について説明 ・講演「これからの特別支援教育と心のバリアフリー」 講師：東京都立光明学園 統括校長 田村 康二郎 氏
11月23日 11月30日	教育施策説明会 ・特別支援教育の推進に関する説明の一部で、目黒区特別支援教育推進計画（第四次）改定素案について説明
12月2日	目黒区特別支援教育推進計画（第四次）改定素案パブリックコメント終了
12月26日	第6回特別支援教育推進計画検討委員会・学識経験者ヒアリング ・目黒区特別支援教育推進計画（第四次）改定素案パブリックコメント実施結果について ・目黒区特別支援教育推進計画（第四次）改定案（案）について

目黒区特別支援教育推進計画（第四次）

主要印刷物番号 31 教 - 11 号

令和 2 年 3 月発行

発 行 目黒区教育委員会

編 集 目黒区教育委員会事務局教育支援課

東京都目黒区上目黒二丁目 19 番 15 号

電 話 03（5722）9322

印 刷 株式会社オオツカ